

みんなでいっしょに取り組みましょう(第4・5・6条)

市民のみなさんは

家庭、学校、地域、職場など、身近なところから男女が協力しましょう。
市の講座や事業に、積極的に参加、協力しましょう。

事業者のみなさんは

職場内で、男女がともに参画する機会をつくりましょう。
仕事と家庭、地域の活動が両立できるよう、職場の環境を整えましょう。
市の事業に、協力しましょう。

市役所は

男女共同参画をすすめるために、計画を立てて、総合的に取り組みます。
国、埼玉県と連携し、市民、事業者と協力して、中心になって取り組みます。

暴力や差別はゆるしません(第8条)

相手の気持ちを考えて、人のいやがることはやめましょう。

情報を伝える時は気をつけよう(第9条)

チラシやポスターをつくる時は、なにをあらわしているのか、わからない表現はやめて、必要なことを、わかりやすく、つたえましょう。

困った時は相談しましょう(第16条)

家庭、学校、地域、職場などで、性差別を受けた時や、生きかたの悩みなど、ひとりで悩まないで、気軽に、相談してください。

問い合わせ 相談窓口

坂戸市 総務部 人権推進課 男女共生係
〒350-0214 埼玉県坂戸市千代田1-1-22
(勤労女性センター内)
電話 049-281-3595
E-mail : sakado23@city.sakado.lg.jp

男女共同参画推進条例の手引き

ひと ひと 女と男 輝いて生きる 坂戸市をめざして

男女の
決められた習慣や
きまりを見直そう

男女の人権を
大切にしよう

みんなで参画
みんなで
決めよう

家庭や
社会活動を
両立させよう

大切な
6つの考え方
基本理念
(第3条)

世界の人々と
力を合わせよう

みんなが
かけがえのない
命を
大切にしよう



ナンダロウちゃんと、ハテナちゃんの おしゃべり ください



だんじょきょうどうさんかくしゃかい
『男女共同参画社会』ってどんな社会ですか？

男女がともに、自分らしく、個性を發揮して、生きていける社会のことです。

今、社会が大きく変わろうとしている中で、男女にしばられることなく、男女が生きやすい社会にしていくために、男女共同参画社会の実現が必要なのです。



だんじょきょうどうさんかくしゃかい
男女共同参画推進条例ってなんですか？

とてもむずかしい名前ですが、やさしく言うと、男女が協力して、お互いを思いやり、いろいろな分野で、自分らしく活躍できる、暮らしやすい坂戸市にしていくために、作られた《きまりごと》《やくそくごと》です。



さんかく
参画ってどういうことですか？

ただ参加するだけでなく、みんなが積極的に意見を出し合い、大事なことはみんなで決めましょうという意味です。



条例は《みんなが個性を發揮して、生きやすい社会にするため》にできたのですね！

そのとおりです。
それでは、条例のポイントを紹介しましょう。
表紙の「大切な6つの考え方」も見てね！

こんな坂戸になれたらしい —条例がめざしている姿—

家庭では



家の中の仕事は、得意な人ができる時にする。家族みんなで助けあう家庭になれたらしいね。

学校では



係や当番は、みんなで相談して決める。
みんなで決めたきまりは、みんなが守れる学校になれたらしいね。

地域では



近所にはいろいろな人が住んでいる。みんなが参画して、みんなの個性が發揮できる。人々のパワーが寄りそう地域になれたらしいね。

職場では



男の仕事、女の仕事と決めつけず、一人ひとりの特技を活かして、働くことが楽しくなる職場になれたらしいね。

条例のポイント

教育の大切さ (第7条)

教育は人育てです
小さいころ受けた教育は、その人の人生を左右することもあります。
学校や家庭などで教育に携わる人は、いつでも、どこでも、個性を育む教育をしてほしいという願いから、特に、教育の大切さを強調しました。

